

訪問介護・訪問入浴事業（ホームヘルパー）

①基本報酬

訪問活動 1回あたり	27年4月～
◇身体介護中心	
20分未満	1,650
20分～30分	2,450
30分～60分	3,880
60分～90分	5,640
以後30分毎	プラス800
◇生活援助が中心	
20分～45分	1,830
45分以上	2,250
◇通院等乗降介助	
通院の為の外出	970

②加算関係

1.初回訪問加算	新規ご利用者にサ 提供責任者が訪問 する初回のみ	2,000
2.緊急時訪問加算	プランにはないがケ アマネが必要と認め 緊急に訪問	1,000
3.生活機能向上連携加算	訪問リハビリと同時 に訪問し、共同で介 護計画作成・見直し	1,000
4特別地域加算 小坂・馬瀬・金山地域のみ算 定	厚生労働大臣が 認める地域に事 務所を構える事 業所	基本報酬に特 定事業所加算 を反映させ +15%増

④質の高い介護を実施する事業所の評価の推進「特定事業所加算」

◇特定事業所加算	小坂・萩原 下呂・金山	Iに変更 基本報酬 に20%増
----------	----------------	-----------------------

算定要件 1 全ての訪問介護員に個別の研修計画を策定し実施すること。

2 全ての訪問介護員に対して利用者情報、留意事項などを伝達する会議を一月に1回以上開催し、
書面で記録、保存すること。

3 サービス提供責任者は、利用者情報や留意事項などを連絡票などを用いファックスやメールなど
確実な方法で訪問介護員に伝達すると共に、記録・保存すること。

4 全ての訪問介護員に対し、年に1度、事業主負担により健康診断を実施すること。

5 緊急時の対応方針・連絡先・対応可能時間などを記載した文書(重要事項説明書など)を全利用者
に交付し説明すること。

6 訪問介護員の総数の内、介護福祉士の割合が30%以上であること。

7 サービス提供責任者(※2)が全員3年以上の経験者で介護福祉士であること。

(※1) 上記算定要件を全て満たすとⅠ。 1～5までを満たすとⅡ。

(※2)サービス提供責任者 = ご利用者40名毎に1名、常勤専従で配置を義務付けられた職員

⑤保険外請求

キャンセル料 500

・前日5時以降のキャンセル及び訪問したら不在、または拒否の場合に請
求。
(体調不良など止むを得ない場合は除外)

■訪問入浴事業

12,340

■介護予防通所介護

ご利用者1名
一月あたり 27年4月～

介護予防訪問介護Ⅰ	週あたり1回	11,680
介護予防訪問介護Ⅱ	週あたり2回	23,350
介護予防訪問介護Ⅲ	週あたり3回	37,040